

坂戸市地域交流センター利用案内

坂戸市地域交流センターは、市民相互の交流の促進と市民による自主的な地域活動の推進を図ることを目的としています。

坂戸市地域交流センター利用にあたってのルールや注意事項を下記に記載しましたので、利用の際は下記の事項を守っていただくとともに、利用者の皆さんが、譲り合って利用してください。

《休館日》

12月29日～翌年1月3日

《施設利用時間》

午前9時から午後10時まで

《使用料》

使用料は、別表のとおりです。

《使用料の減免》

次に該当する場合、使用料の減免又は免除をすることができます。

- (1) 公益を目的とする事業のために利用する場合で必要があると認めるとき
- (2) 特に理由があると認めるとき

《利用許可申請の方法》

- (1) 利用日までに窓口で利用許可の申請をし、使用料を納付してください。
 - (2) 申請は、利用月の3ヶ月前の月の初日から受け付けます。ただし、企業又は個人が利用する場合の申請は、利用日の1ヶ月前の月の初日から受け付けます。
(初日が、休館日の場合はその翌日から受付)
 - (3) 申請の受付は、休館日及び祝日、振替休日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分～午後5時15分です。
 - (4) 利用日の7日前までに許可を受けるようご協力ください。
 - (5) 利用許可を受けた後に、許可事項に変更が生じた場合及び利用の取り消しをしようとする場合は、速やかに所定の手続きを行ってください。
- ※ 利用を取消しする場合は、利用の14日前までに行ってください。

《利用できない場合》

- (1) 公の秩序、又は風俗を乱すおそれがあると認められる場合
- (2) 公共の福祉を害するおそれがあると認められる場合
- (3) 飲酒を伴う利用の場合
- (4) その他、施設管理上支障があると認められる場合

- (5) 政党・政治団体等が行う政治活動として利用する一部の場合、宗教団体等が布教活動として利用する一部の場合

《利用上の遵守事項》

- (1) 施設を利用する全ての方は、市民皆様の施設であることを認識いただき、利用者の責任と義務を自覚して利用してください。
- (2) 利用時間を守って利用してください。利用時間には、準備・片付けの時間もまれますので十分注意してください。
- (3) 施設内の秩序を保ち、他の利用者などの迷惑となる行為は行わないでください。特に、利用に伴い音を出す場合は、防音（窓を閉める等）に十分に配慮してください。
- (4) 施設の利用にあたっては、省エネルギー・省資源に積極的に努めてください。特に空調の使用にあたっては、節度ある使用を心がけてください。
- (5) 健康増進法第25条の定めにより、施設内（建物内）は全面禁煙です。喫煙は、館外の所定の場所をお願いします。
- (6) 事故（ケガ）が発生しないよう、それぞれの利用者が万全の注意を払ってください。
- (7) お子様と一緒に施設を利用する場合は、他の利用者の迷惑とならないよう十分注意してください。また、事故防止に努めてください。
- (8) 利用者の責に帰すべき事由により施設・設備等をき損、又は滅失した場合には、その利用者に賠償していただくことになります。
- (9) 一部、上履きが必要な施設があります。
- (10) 火災予防に心掛け、ガス台等を使用した際は火気の始末の確認を十分行ってください。また、火気の取り扱いの際は、十分注意してください。
- (11) 施設利用後は、机、イスを元の場所に戻してください。使用した備品その他の器具類は、使用后、必ず所定の場所へ戻してください。
- (12) 施設利用後は必ず清掃を行い、利用前の状態に戻してください。利用に伴って発生したゴミは、必ず持ち帰ってください。
- (13) 利用責任者は、利用後、施設利用に関する報告書に必要事項を記載し、事務室に提出してください。

《施設使用料》

（机・イス等の数量は、変更になる場合があります）

	施設名	使用料(1時間当たり)	人数	主な設備等
中央	和室	100 円	15 畳	畳、平机 10 台、座布団
	小会議室	300 円	45 畳	畳
	学級室 A	200 円	30 人	机 12 台、イス 30 脚
	学級室 B	300 円	40 人	机 17 台、イス 40 脚
	学級室 C	300 円	40 人	机 17 台、イス 40 脚
	集会室	300 円	60 人	机 17 台、イス 60 脚、アップライトピアノ 1 台、カラオケ機器

	講堂	400 円		バレーコート1面、バドミントンコート2面、バスケットコート1面、卓球台8台、グラントピアノ1台
三芳野	和室	100 円	15 畳	畳、平机、座布団
	会議室	100 円	24 人	机10台、イス28脚
	学級室	100 円	30 人	机12台、イス34脚
	集会室	300 円	70 人	机12台、イス70脚、アップライトピアノ1台、カラオケ機器
	料理実習室	200 円	25 人	机5台、イス20脚
	講堂	400 円		バレーコート1面、バドミントンコート2面、バスケットコート1面、卓球台7台
勝呂	和室A	100 円	12 畳	畳、平机8台、座布団
	和室B	100 円	12 畳	畳、平机8台、座布団
	学習室A	300 円	30 人	机10台、イス30脚
	学習室B	200 円	18 人	机6台、イス18脚
	美術工芸室	200 円	24 人	机6台、イス24脚
	調理実習室	300 円	25 人	調理台5台、イス30脚
	視聴覚室	400 円	80 人	イス80脚、カラオケ機器
	サークル活動室	200 円	16 人	机1台、イス16
	多目的ホール	500 円		可動式イス220席(料金1回2,000円) バドミントンコート2面
入西	和室	200 円	28.5 畳	和室24畳、小和室4.5畳、水屋
	小会議室	100 円	12 名	机3台、イス12脚
	食品工房	300 円		調理台5台、イス30脚
	多目的ホール	500 円		可動式イス300席(料金1回2,000円) バドミントンコートメイン1面 サブ2面
	ギャラリー	500 円(1日)		展示用パネル16枚
	会議室A	300 円	40 名	机13台、イス40脚
	会議室B	300 円	40 名	机13台、イス40脚
	多目的室	400 円		机34台、イス100脚、スクリーン、音響設備
	美術工芸室	300 円	42 名	作業台7台、イス42脚
	防音室	300 円		机4台、イス12脚
	交流広場	500 円		約242㎡ インターロッキング舗装
大家	和室A	100 円	12 畳	畳、平机5台、座布団
	和室B	100 円	12 畳	畳、平机5台、座布団
	学習室A	300 円	30 人	机10台、イス30脚
	学習室B	200 円	18 人	机6台、イス18脚
	美術工芸室	300 円	24 人	机6台、イス24脚
	調理実習室	300 円	20 人	調理台5台、イス20脚
	サークル活動室	200 円	18 人	机9台、イス20脚

	体育室	500 円		バレーコート1面、バドミントンコート3面、バスケットコート1面、卓球台3台
	多目的ホール	400 円		可動式イス153席(料金1回1,000円) アップライトピアノ1台、カラオケ機器
北坂戸	和室	100 円	15 畳	畳、平机10台
	小会議室	100 円		
	会議室	300 円	42 人	机14台、イス42脚、カラオケ機器
	学習室	200 円	24 人	机8台、イス24脚
	集会室	300 円	48 人	机16台、イス48脚、アップライトピアノ1台
	料理実習室	200 円	25 人	机5台、イス25脚
	講堂	400 円		バレーコート1面、バドミントンコート2面、バスケットコート1面、卓球台7台
城山	和室	200 円	24 畳	畳、平机9台、座布団
	学習室	300 円	30 人	机15台、イス30脚
	集会室	400 円	80 人	机26台、イス78脚、アップライトピアノ1台 カラオケ機器
	料理実習室	200 円	20 人	調理台5台、イス20脚
	講堂	400 円		バレーコート1面、バドミントンコート2面、バスケットコート1面、卓球台6台、グランドピアノ1台
浅羽野	和室	200 円	24 人	畳、平机7台、カラオケ機器
	学級室	300 円	40 人	机13台、イス35脚
	学習室	300 円	45 人	机13台、イス35脚
	集会室	400 円	80 人	机25台、イス100脚、アップライトピアノ1台
	料理実習室	200 円	25 人	調理台5台、イス32脚
	講堂	400 円		バレーコート1面、バドミントンコート2面、卓球台7台、グランドピアノ1台
千代田	会議室	100 円	30 人	机10台、イス30脚
	学級室	100 円	30 人	机10台、イス30脚
	集会室	300 円	60 人	机20台、イス60脚、アップライトピアノ1台、 カラオケ機器
	料理実習室	200 円	25 人	調理台5台、イス25脚
	講堂	400 円		バレーコート1面、バドミントンコート3面、バスケットコート1面、卓球台10台、グランドピアノ1台

- 1 入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、所定の使用料の3倍に相当する額とします。
- 2 市内に住所を有しない者が利用する場合は、所定の使用料の2倍に相当する額とします。
- 3 各施設の利用は、正時から正時までの1時間単位とします。(例外があれば記載)
- 4 陶芸窯等を利用する場合は、当該利用に要する費用の実費相当額を徴収します。